

特殊性が増し、救急業務への期待度が高まっていることから、特殊勤務手当の調整を行うものです。

問 特殊勤務手当の見直しにおける県内他市の状況について伺います。

答 県内11消防本部のうち、6団体で救急業務として支給されており、本市を含めた3団体が新たに支給を検討しています。また、機関員業務としても4団体で支給されているなど、近隣他市においても業務内容に応じた手当設定がなされています。

■その他の質問

▷手当見直しに伴う予算の見込みについて

▷特殊勤務手当の新設による人材確保への影響について

審査結果 原案可決

■太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

説明 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正を踏まえ、条例名を「太田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めるほか、所要の改正を行うものです。

問 具体的な公表内容とその運用について伺います。

答 現在は年に1度、各部署のオンライン手続きの利用状況をホームページや委員会で公表しています。今後は、国の上位法に合わせて規定を「随時」に変更しますが、当面は現行通り、年度ごとの公表を継続していきたいと考えます。

問 オンライン化を可能とする申請と処分手続きの件数の見込みについて伺います。

答 現在は、市全体で265種類が電子化されていますが、今後はDXツールの活用や見直しにより、少なくとも電子申請などを30%程度まで底上げを図ってまいりたいと考えます。

■その他の質問

▷個人情報保護等のセキュリティの担保について

審査結果 原案可決

■太田市行政手続条例の一部改正について

説明 国のアナログ規制見直しの中で行政手続法が改正されたことに伴い、聴聞などの通知の公示送達の方法を定めるため、所要の改正を行うものです。

問 公示送達の方法におけるインターネットなどの具体的な内容について伺います。

答 市公式ホームページで公開し、掲示場への掲示か市に設置する電子計算機による閲覧のいずれかの方法をとってまいりたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市火災予防条例の一部改正について

説明 簡易的なサウナ設備の離隔距離や消火対策の規制を緩和するなど、総務省令と消防庁告示の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。また、「感震ブレーカー」を普及促進項目に加える所要の改正も併せて行うものです。

問 今回の改正に伴う火災リスクの増加と現場指導体制について伺います。

答 緩和対象を容量の少ない特定の型式に限定しており、国でも検討を重ねて安全は担保されています。今後は予防担当職員に内容を周知し、届け出時には離隔距離の確認など、火災予防のための指導を徹底していきたいと考えます。

問 届け出のない潜在的なサウナ設置箇所への対応について伺います。

答 届け出を待つだけでなく、設置の可能性のある箇所への立ち入り検査や確認を行い、きめ細やかな指導を通じて安全を担保していきたいと考えます。

■その他の質問

▷本市における簡易サウナ設備の設置状況について

▷感震ブレーカーの普及促進に向けた取り組みと設置補助について

審査結果 原案可決

健康福祉委員会

■太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

説明 国の基準を踏まえ、特定乳児等通園支援事業の運営に関して、利用定員に関する基準や、運営に関する基準を定めるものです。

問 本事業の運用開始時期について伺います。

答 令和7年11月より補助事業として市内3事業所において利用登録が開始されており、8年度からは給付事業として4事業所における運用が予定されています。

問 利用料金の設定方法について伺います。

答 国の指針に基づき、1時間当たり300円を原則としていますが、支払い方法は現金やキャッシュレス決済など、それぞれの事業所の状況に応じた設定が可能です。

■その他の質問

▷本事業の運用に伴う市の負担金額について

審査結果 原案可決

■太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

説明 内閣府令により国の基準が改正されたことに伴い、特例保育を行う事業者が事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合の特例措置を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決



■太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について

説明 令和8年3月31日と規定されている失効期限を3年間延長するため、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市保健センター条例の一部改正について

説明 公共施設再編により藪塚本町保健センターを令和8年3月31日をもって閉鎖することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市介護保険条例の一部改正について

説明 税制改正により保険料収入が減少する恐れがあることから、令和8年度の保険料算定において特例を適用するため、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市国民健康保険税条例の一部改正について

説明 政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を国民健康保険税として課税するため、所要の改正を行うものです。

問 課税額増加への負担軽減策について伺います。

答 物価高騰の影響もあり、市民生活への大きな負担増が懸念されますが、法定外の一般会計繰り入れは、交付金の減額を招くため困難であることから、今後は国の交付金などの活用を視野に入れ、全庁的な視点で経済的支援策の実施を検討していきたいと考えます。

■その他の質問

▷保険加入者への周知について

▷国の想定する支援金の具体的な使用目的について

審査結果 原案可決

市民文教委員会

■太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

説明 スポーツ推進委員について、活動実態や昨今の社会情勢を鑑み、報酬の支給方法と額を改正するものです。

問 日額制導入に伴う報酬対象事業日数の見直し理由について伺います。

答 過去の活動参加の実態や若干の事業見直しなどを勘案するとともに、自主的な打ち合わせや事前準備などは報

酬対象外とすることで、22日程度が適当と見込んでいます。

■その他の質問

▷スポーツ推進委員の定員の充足状況について

▷委員への丁寧な事前説明の必要性について

▷支払い回数の増加に伴う事務処理体制の整備について

審査結果 原案可決

都市産業委員会

■太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

説明 新田大地区と出塚粕川安養寺地区の工業団地の拡張や物流施設の新設に伴う地区計画の新規策定のため、所要の改正を行うものです。

問 地権者や住民への周知状況と反応について伺います。

答 住民説明会などで用地交渉に関する意見や相談があったものの、計画案の縦覧などの法定手続きを実施した結果、都市計画の手続きについては特段の意見はありませんでした。

問 市街化区域への編入の必要性や計画の妥当性について伺います。

答 既存工業団地の拡張や企業からの進出要望に応えるものであり、本市の都

市計画マスタープランや県の上位計画にも合致した適切な土地利用です。

問 開発主体が特定の事業者によって偏っているのではないかと伺います。

答 今回の改正は同一の事業者からの要望に基づくものですが、民間からの提案をそのまま受け入れるのではなく、市の都市計画マスタープランとの整合性や事業の確実性を厳格に判断した結果であり、全ての事業者に対して門戸を開いています。

審査結果 原案可決

■市道路線の廃止及び認定について

説明 市道の4路線2013.1㍍を廃止し、8路線1403.5㍍を認定するものです。

審査結果 原案可決

